第１号様式（第１０条関係）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山口市長　　　　　　　　　印

マンション管理計画を認定しない旨の通知書

年　　月　　日付けで認定申請のあったマンション管理計画は、次の理由により、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の４に規定する認定基準に適合しないため、認定しないことを通知します。

１　マンションの名称

２　マンションの所在地

３　理由

　この決定に不服がある場合には、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、山口市長に対し審査請求をすることができます。

　また、前記の審査請求をしなくても、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に山口市を被告として（訴訟において山口市を代表する者は山口市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。